

支部規則

第1章 支部

(目的)

第1条 この規則は、大阪府行政書士会（以下「本会」という）会則第58条に基づき支部に関する事項を定め、もって会員の業務改善及び本会と会員との連絡調整を図ることを目的とする。

2 支部は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 業務の研鑽
- (2) 会員の指導
- (3) 会員の親睦
- (4) 本会事業への協力
- (5) 社会貢献に関する活動
- (6) 広報に関する活動

(支部事務所)

第2条 支部事務所は、支部の区域内において、各支部規約の定めるところによる。

(支部の役員)

第3条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長
- (2) 副支部長
- (3) 会計
- (4) 会計監事

2 支部役員に幹事を置くことができる。

3 第1項及び第2項で定める役員の数については、各支部で定める。

(相談役及び顧問)

第4条 前条で定める役員の外に、相談役及び顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第5条 支部の役員は、支部の総会で選任する。

(役員任期)

第6条 支部の役員任期は、就任後第2回目の支部の定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 会則第17条第2項及び第3項並びに第18

条の規定は、支部の役員に準用する。

(役員職務)

第7条 支部長は、支部を代表する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理し、支部長が欠けたときはその職務を行う。

3 会計は、支部の会計事務を行う。

4 会計監事は、支部の資産及び会計に関する監査を行う。

5 幹事は、支部長の定めるところに従い、支部の事務を分掌する。

(支部総会)

第8条 定時総会は、毎会計年度終了後40日以内に、臨時総会は、必要がある場合に随時、支部長がこれを招集する。

2 支部総会を招集するには、会日から7日前までに個人会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

(支部総会の特別招集)

第9条 支部総会の特別招集は、各支部規約の定めるところによる。

(支部総会の決議事項)

第10条 次に掲げる事項は、支部総会の決議を経なければならない。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 支部規約の制定及び変更に関すること。
- (3) 支部推薦理事の推薦に関すること。
- (4) 支部役員を選任及び解任に関すること。

2 定足数・議決の要件、議決権及び委任による議決権の行使に関しては、各支部規約に定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、本条第1項第2号及び支部役員解任に関する事項は、出席した支部会員の3分の2以上で決する。

(支部役員会)

第11条 支部の役員会は、第3条で定める役

員をもって構成する。

- 2 支部内所属の理事、相談役及び顧問は、各支部規約に定めるところにより構成員とすることができる。

(支部役員会の審議事項)

第12条 支部役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 支部総会に付議する事項
- (2) 支部運営の執行に関する事項
- (3) その他各支部規約に定める事項

(議事録)

第13条 支部総会及び支部役員会の議事について、議事録をつくらなければならない。

- 2 支部総会の議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席個人会員のうち2名が署名押印しなければならない。

(支部の会計)

第14条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 支部の運営は、支部会費、支部交付金、寄付金その他の収入をもって行う。

(支部長の報告義務)

第15条 支部長は、支部会員が行政書士法及び同法施行規則、会則及び同施行規則、その他本会の規則に違反すると思料する案件があるときは、速やかにその旨を会長に報告しなければならない。

- 2 支部長は、支部の総会の終了後2週間以内にその総会の議事録を会長に提出しなければならない。
- 3 支部長は、前項の総会が定時である場合には、議事録に支部の予算及び決算の報告書を添えなければならない。

第2章 支部長会

(支部長会の目的)

第16条 本章の規定は、会則第59条に基づき、支部長会運営に関する事項を定めるものとし、支部長会は、支部会員の意向を反映し業務の改善と向上発展を図り、もって支部

の連帯感を高め、かつ支部相互の融和を図ると共に各支部活動の円滑化及び本会の事業運営に協力するものとする。

(支部長会の決議)

第17条 次に掲げる事項は、支部長会の議決を経なければならない。

- (1) 支部長会から会長に建議の必要がある事項
- (2) 支部長会から理事会に建議の必要がある事項
- (3) 総会及び理事会並びに会長から付託された事項
- (4) その他、特に必要な事項

(支部長会の議長及び副議長)

第18条 支部長会に議長1名及び副議長2名を置く。

- 2 議長及び副議長は、支部長が互選する。
- 3 議長は、支部長会を代表し、副議長は議長を補佐し議長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 議長及び副議長は、支部長の任期の満了若しくは辞任又は資格を喪失したとき退任する。ただし、後任者が就任するまでその職務を行う。

(招集及び決議)

第19条 支部長会は、議長が招集する。

- 2 支部長会の決議は、支部長の過半数が出席し、その議決権の過半数で議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 支部長会の決議について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。この者の議決権の数は前項の議決権の数に算入しない。
- 4 支部長は、1個の議決権を有する。

(支部長会の通知)

第20条 支部長会を招集するには、会日の7日前までに、その日時、場所及び議案を記載した書面をもって支部長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

(書面による議決)

第21条 議長は、特別に緊急を要する事項については書面による決議を求めることができる。

2 前項の場合において支部長の3分の2以上が当該事項について書面による同意を表したときは、支部長会の決議があったものとみなす。

3 前項の決議があったときは、議長は遅滞なく決議の結果を支部長に通知しなければならない。

(本会の役員の出席)

第22条 本会の役員は、支部長会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第23条 支部長会の議事については、議事録を作成し本会に1部を提出しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した支部長のうち2名が署名押印しなければならない。

第3章 補 則

第24条 各支部は、会則及び本規則に反しない範囲において支部規約を定めることができる。

2 前項に基づき支部規約を定め、又はこれを変更した場合には、2ヵ月以内に会長にその写しを提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和63年7月28日から施行する。

(昭和63年7月28日理事会承認)

附 則

この規則は、理事会承認の日より実施する。

(平成14年3月20日理事会承認)

附 則

この規則は、平成17年5月10日から施行する。

(平成17年5月10日理事会承認)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月27日理事会承認)

附 則

この規則は、平成22年2月8日から施行する。

(平成22年2月8日理事会承認)